

大津市バリアフリー推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、基本構想の作成又は変更について協議を行い、基本構想の推進その他移動円滑化の促進に関する関係機関相互の連絡調整を図るため、大津市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第2条第21号に定める重点整備地区に関する事項
- (2) 重点整備地区におけるバリアフリー化状況
- (3) 旅客施設、道路、駅前広場、路外駐車場、都市公園及び建築物等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項
- (4) その他移動円滑化の促進に関して必要な事項

(会議の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体、障害者団体等の役員
- (3) 市民団体の役員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公安委員会の職員
- (6) 公共交通事業者
- (7) 市職員

2 前項各号に掲げる協議会の構成員は、毎年度当初に第5条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）から依頼することにより選任するものとする。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、庶務担当課長が招集する。

2 会議は、あらかじめ庶務担当課長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。

3 庶務担当課長は、利用者の意見の聴取その他の必要があると認めるときは、会議に高齢者を代表する者、身体障害者を代表する者、地域住民を代表する者等の出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、建設部地域交通政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。